

〔正社員化コース〕 <人材採用の助成金>

アルバイト社員、有期雇用契約社員等を正規雇用労働者または直接雇用した場合に支給される助成金です。

有期契約労働者等を正規雇用労働者（※）等に転換または直接雇用した事業主に対して助成。

※正規雇用労働者には、「多様な社員（勤務地限定・職務限定。短時間労働正社員）」を含みます

①有期⇒正規	1人当たり57万円<72万円>
②無期⇒正規	1人当たり28.5万円<36万円>

<要件>

- 1事業所の支給申請**上限20名**
- 転換前に雇用されていた期間が**6カ月以上**の契約労働者（ただし、有期契約労働者の場合は3年以内）
- 転換後**3%以上**の固定的賃金の増額
- 正社員就業規則の改定と**契約社員**の就業規則の新設が必要
- 令和4年10月1日以降、「賞与または退職金の制度」かつ「昇給」が適用されている者に限ります。

<助成金の加算>

* 派遣労働者を派遣先で正規雇用労働者として直接雇用する場合。

1人当たり28.5万円<36万円> 加算

* 支給対象者が母子家庭の母等または父子家庭の父の場合。

1人当たり①9.5万円<12万円> 加算

②4.75万円<6万円> 加算

* 人材開発支援助成金の特定の訓練修了後に正規雇用労働者へ転換等した場合。

1人当たり①9.5万円<12万円> 加算

②4.75万円<6万円> 加算

* 「勤務地限定・職務限定・短時間正社員」制度を新たに規定した場合。

1事業所当り9.5万円<12万円> 加算

※<>は、生産性要件を満たした場合

国の「キャリアアップ助成金」を支給された事業所が対象です。東京都は正規雇用等転換後も労働者が安心して働き続けられる労働環境整備を行った企業に助成します！

<概要>

正規雇用転換後も労働者が安心して働き続けられるよう計画的な育成や退職金制度の整備など、労働環境整備を行った企業に対して助成金が交付されます。

<対象>

東京労働局管内に雇用保険適用事務所を置く、東京労働局のキャリアアップ助成金（正社員化コース）の支給決定を受けた中小企業等

<交付要件>

- ①対象労働者（※）に対して支援機関（3ヶ月）のうちに以下の支援を行うこと。
 - ※キャリアアップ助成金(正社員化コース)の支給対象者であり、平成31年4月1日以降に都内事業所において転換した労働者のことです。
 - ア. 対象労働者に対する指導育成計画(3年間)を策定**
 - イ. 対象労働者の指導育成者(メンター)の選任及びメンターによる指導**
 - ウ. 対象労働者に対して上記指導育成計画に基づく研修の実施**

※上記対象労働者は、支援機関終了時に都内で勤務していることが要件となります。
- ②上記①に加え、現在退職金制度がなく新たに退職金制度を導入した事業主に対して加算します。

<交付額>

対象労働者数	助成額
1人	20万円
2人	40万円
3人以上	60万円

- * 対象労働者数に応じ上記の金額を、事業主に交付します。
- * 新たに退職金制度を導入した場合、上記の交付額に1事業主当たり1回に限り**10万円**加算します。